

1 地方公務員災害補償制度

(1) 地方公務員災害補償基金

地方公務員災害補償基金は、地方公務員等が公務災害又は通勤災害を受けた場合にこれに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行う機関です。

基金は、本部並びに都道府県及び指定都市に置かれる支部で構成され、公務災害又は通勤災害の認定、各種補償の支給決定及び支払い等の事務は、原則として各支部で行います。

(2) 地方公務員災害補償制度の適用範囲

基金は、次の職員の公務災害又は通勤災害に対して補償を行います。

- ① 常時勤務に服することを要する地方公務員
- ② 一般地方独立行政法人の役員及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの（以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。）のうち、常時勤務することを要する者
- ③ 再任用短時間勤務職員
- ④ 常勤的非常勤職員
 - ア 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの
 - イ 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日（当該一般地方独立行政法人における労働協約、就業規則その他の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

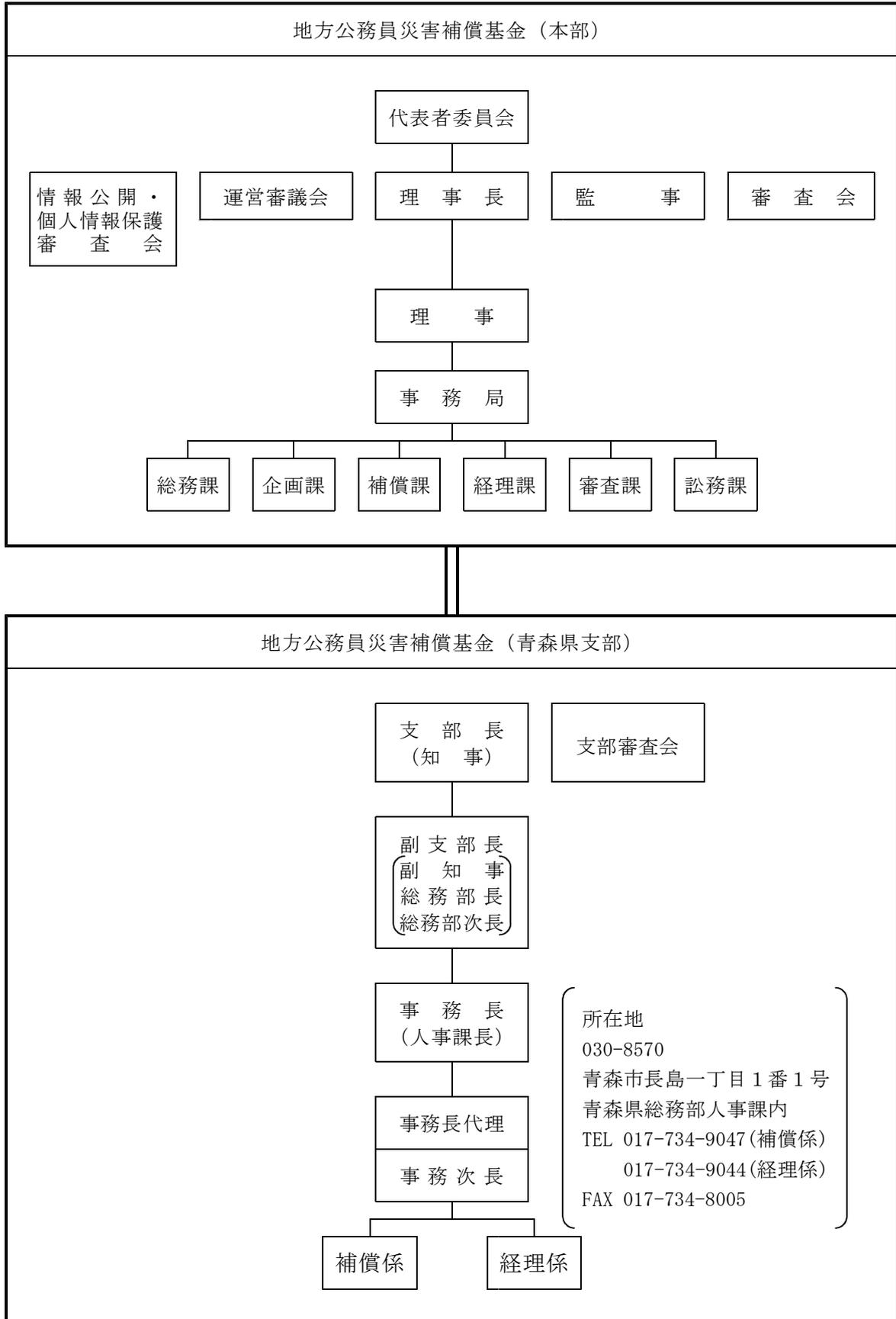
※ その他の非常勤職員については、地方公務員災害補償法に基づく条例、労働者災害補償保険法等に基づき地方公共団体又は国等が補償を実施します。

(3) 費用の負担

基金の業務に要する費用は、各地方公共団体等からの負担金等によって賄われます。負担金は、各地方公共団体等において、職種区分ごとの給与の総額（退職手当及び児童手当を除く。）に、一定の率を乗じて算出します。

なお、負担金は、毎年度当初に概算負担金を納付し、翌年度の9月末に確定負担金を算出し精算します。負担金の納入については、その都度基金支部から通知しますので、それによってください。

(4) 地方公務員災害補償基金組織図



(5) 地方公務員災害補償制度の特徴

① 請求主義

基金は、使用者たる地方公共団体等に代わって補償を行うものであり、被災職員との間に直接雇用関係を有せず、公務災害又は通勤災害を受けた職員又はその遺族からの請求があって、はじめて補償を行うこととなります。

② 時効

補償を受ける権利は、請求事由が生じた日の翌日から起算して2年間（障害補償、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については5年間）行使しないときは、時効により消滅します。

ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務災害又は通勤災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務災害又は通勤災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります（ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日以前の日であるときはこの限りではありません。）。

③ 任命権者（所属長）の役割

基金は、本来、任命権者が行うべき補償の実施をこれに代わって行うことから明らかなように、補償の実施にあたっては、任命権者（所属長）の協力が必要です。法令等は、次のように規定を置き、補償手続の各過程で任命権者の積極的な関与を求めています。これ以外にも、任命権者には、被災職員の状況等を常に把握し、適正な補償を受けられるよう職員を指導・援助することが求められます。

- 公務災害、通勤災害の認定に関して意見を付すこと。
（地方公務員災害補償法第45条第2項）
- 請求書の記載事項について所属長の証明を受けること。
（地方公務員災害補償基金業務規程第7条第2項など）
- 各種の請求書について任命権者を經由すること。
（地方公務員災害補償法施行規則第30条第1項など）
- 被災職員が補償請求その他の手続を行うにあたり、任命権者は指導・援助すること。（地方公務員災害補償法施行規則第49条第1項）